

NEWS LETTER

MANAGEMENT SERVICE



[9]
2024

2024年9月号のニュースレターをお届けします。
掲載内容に関してご不明な点等があれば
当事務所までお問い合わせください。



- ◆約束手形、電子記録債権、一括決済方式を利用している皆様
～交付から満期日までの期間60日を超えていませんか?～
- ◆小口資金のご案内（前橋市）
- ◆iDeCo+ 中小企業の従業員のiDeCoに事業主が掛金を上乗せできる制度
- ◆9月は「職場の健康診断実施強化月間」です
- ◆マイナ保険証への一本化 健康保険証の廃止とその後の対応
- ◆連続する勤務や休憩時間に関するよくある質問
- ◆キャリアアップ助成金（賃金規程改定等コース）
- ◆社会保険加入のメリット

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を
利用している皆様

交付から満期日までの期間 60日 を超えていませんか？

2024年11月以降、交付から満期日までの期間※1が60日を超える
約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、
行政指導※2の対象となり得ます。

※1 一括決済方式の場合は、「代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間」

※2 行政指導の対象は、下請法適用対象の取引



手形サイト60日

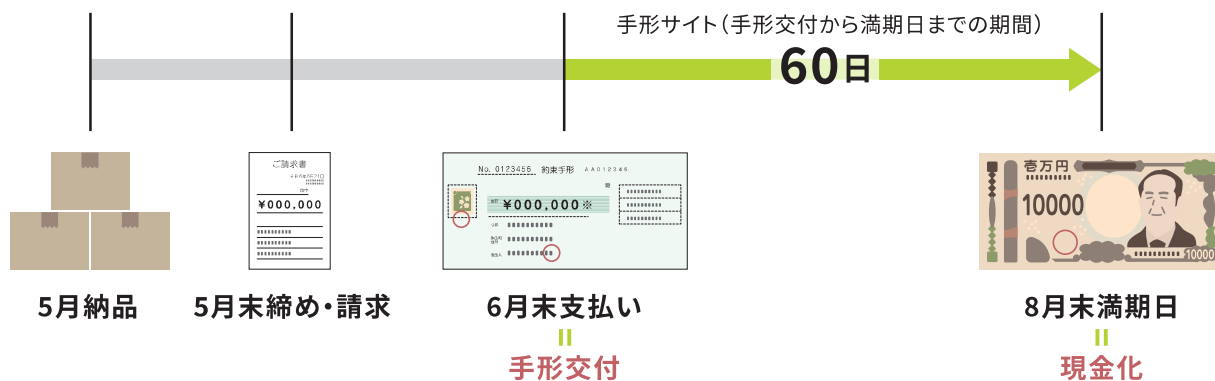


手形サイト90日



手形サイト120日

手形払い(サイト60日)の例 ※月末締め翌月末手形払いの場合



※政府は、2026年を目途とした、
紙の約束手形の利用廃止にも取り組んでいます。



小口資金のご案内

市内中小企業（１年以上市内で事業を営んでいる方）が、仕入資金、人件費、外注資金などの運転資金や、機械設備の購入や車両購入などの設備資金に幅広くご利用いただけます。小口資金の保証料は、令和 6 年度までのご利用に限り、無料となります。

ただし、経営者保証の取扱い変更に伴い、経営者の連帯保証を提供しないことを選択した場合に発生する上乗せ部分の信用保証料は有料となります。

1 融資申込者の資格

- (1) 前橋市内に事業所を有し、市内で 1 年以上の事業実績を有する中小企業信用保険法で規定する中小企業者（一部対象外あり）で市税及び県税に未納のないもの
- (2) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団及びその関係団体との関係がないもの

2 融資の条件

- (1) 融資限度額 1, 250 万円
- (2) 資金使途 運転資金及び設備資金
- (3) 融資期間 運転資金 6 年以内（内据置 6 ヶ月以内）
設備資金 8 年以内（内据置 6 ヶ月以内）
- (4) 融資利率 1. 8 % 以内（信用保証協会の保証料は、令和 7 年 3 月まで無料です。）
※経営者保証を提供しないことを選択した場合の信用保証料の上乗せ部分については、有料となります。
- (5) 担保及び保証人 金融機関所定
- (6) 償還方法 元金均等分割償還

※融資申込前の発注、契約、事業着工は融資対象外となりますので、ご注意ください。

3 提出書類（金融機関へ提出してください）

- ① 金融機関所定の融資申込書
- ② 信用保証委託申込書、信用保証委託契約書、個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会所定）
- ③ 暴力団等と関わりのない旨の誓約書
- ④ 市税完納証明と県税完納証明（原本）
- ⑤ 事業の許認可証の写し（該当する場合）
- ⑥ 直近 2 営業年度の決算書の写し（個人の場合は、確定申告書直近 2 期分）
- ⑦ 定款又は法人登記簿謄本の写し（法人の場合のみ）
- ⑧ 計画内容を説明する書類（設備資金の場合：カタログ、見積、図面等）
- ⑨ その他、申込先金融機関が必要とする書類

【融資取扱に際しての注意点（金融機関向け）】

（1）金融機関は、申込み案件について取扱の方向が定まった時点で、群馬県信用保証協会前橋連絡所（商工会議所）、大胡、宮城、粕川地区は前橋東部商工会に書類を提出してください。

（2）借換の場合は下記の要件を満たすことが必要となります。

【小口資金に係る借換要件】

- ①最近 6 ヶ月の売上高が前年、2 年前又は 3 年前の同期に比して 5 %以上減少していること。
- ②最近 3 ヶ月の売上高が前年、2 年前又は 3 年前の同期に比して 5 %以上減少していること。
- ③最近 6 ヶ月の粗利益が前年、2 年前又は 3 年前の同期に比して 5 %以上減少していること。
- ④最近 3 ヶ月の粗利益が前年、2 年前又は 3 年前の同期に比して 5 %以上減少していること。
- ⑤セーフティネット 5 号または 6 号の認定を受けて、セーフティネット保証を利用できること。

（3）群馬県信用保証協会の信用保証決定がされた後、融資を実行してください。
（市に対して申請書を提出する必要はありません。）

（4）令和 6 年度まで保証料補助を上乗せして補助するため、事業者が負担する保証料は有りません。ただし、経営者保証を付さない場合の信用保証料の上乗せ部分については、補助対象とならないため、有料となります。

担当課連絡先

前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策・経済対策係

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号（前橋市役所 6 階）

電話 027-898-6983（直通） FAX 027-224-1188（専用）

従業員の老後を、より豊かにできる制度

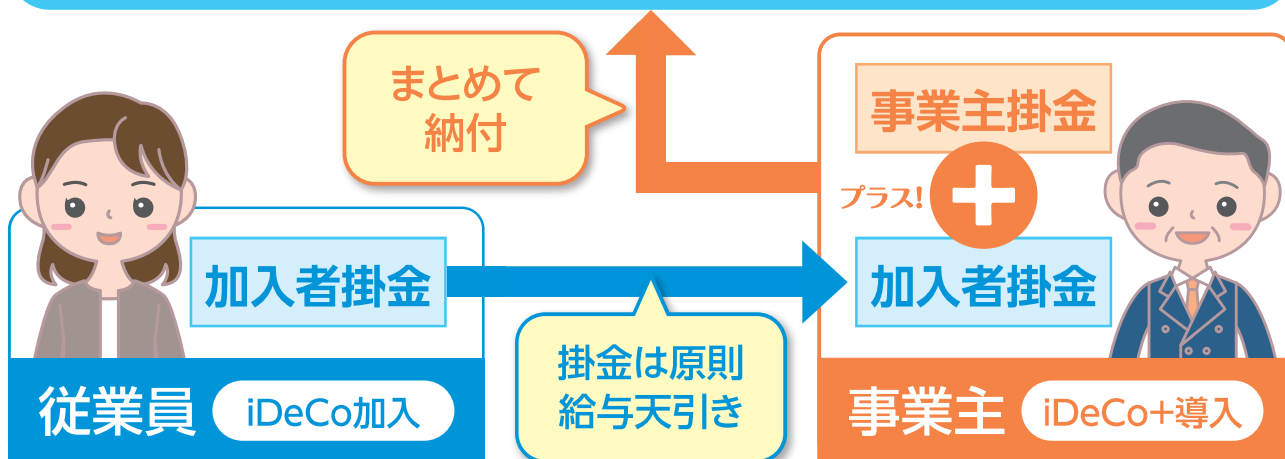
中小企業の従業員のiDeCoに上乘せ

中小企業の従業員要件が300人以下に拡大されました！



従業員が加入するiDeCoに、事業主が掛金を上乘せで拠出できる制度です。

国民年金基金連合会 (iDeCo実施機関)



※拠出対象者となる従業員の同意が必要です。同意を得られない従業員については、強制できません。

事業主にも うれしいメリット

事業主が拠出した掛金は、全額が損金に算入されるというメリットもあります。従業員の老後を豊かにできることに加え、税制面でもうれしい制度です。

項目	内容
事業主要件	企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員(第1号厚生年金被保険者。以下同じ。)300人以下※1の事業主。ただし、同じ事業主が複数の事業所を営んでいる場合、全事業所の従業員の合計が300人以下であることが必要です。
拠出対象者	iDeCoに加入している従業員のうち、事業主掛金を拠出されることに同意した加入者。 ※拠出対象者に一定の資格(職種、勤続年数)を設けることも可能です。
掛金設定	加入者掛金と事業主掛金の合計額は、月額5,000円以上23,000円以下の範囲で、加入者と事業主がそれぞれ1,000円単位で決定できます。加入者掛金を0円とすることはできませんが、事業主掛金が加入者掛金を上回ることが可能です。また、資格※2ごとに掛金額を設定することも可能です。
納付方法	加入者掛金と事業主掛金を事業主がとりまとめて納付します。
労使合意	事業主掛金を拠出する場合に、労働組合又は労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。また、掛金額を変更する場合にも同様の同意が必要です。

※1: 2020年10月に、従業員100人以下から300人以下に拡大されました。

※2: 「資格」は、拠出対象者の一定の資格(職種、勤続年数)のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限りです。



2024年6月現在

2022年の制度改正で、より加入しやすく!

iDeCoとは?

イデコ=個人型確定拠出年金

自分で決めた額(掛金)を積み立てて運用し、60歳以降に受け取る年金です。公的年金にプラスできる「もうひとつの年金」で、大きな税制優遇が特徴です。

3つの
税制優遇

掛金が
全額
所得控除!

運用益も
非課税で
再投資!

受け取る時も
大きな
控除!

金融機関を選んで
iDeCoに加入

※金融機関によってはオンラインで
加入申込ができます。

「元本確保型」の商品もありますが
投資信託等の商品の場合は
元本を下回る可能性もあります。

スタート

積立期間

年金資産
受け取り

60歳

① 掛金を決める

月々5,000円から始められ、1,000円単位で自由に設定できます。



New! 65歳未満*まで拠出でき、
所得控除を受ける期間がより長く!
※一定の条件があります。

掛金が**全額所得控除!**

税が軽減
されます!



② 運用する

自分のニーズに合わせて運用商品(投資信託や定期預金など)を選んで運用できます。



New! 再投資可能期間が長くなり
複利効果がアップ!

運用益も**非課税で再投資!**

運用益は
全額資産



③ 受け取る

原則60歳から75歳までで受け取り時期を選べます。



New! 受け取り開始時期の
選択肢が拡大、75歳までに!

受け取る時も**大きな控除!**

公的年金等
控除

退職所得
控除



年金が
増える!

税が
軽減
される!

ご注意 事項

積立金の運用は加入者ご自身の責任で行われ、受け取る額は運用成績により変動します。／運用商品の中には、元本確保されない商品もありますので、商品の特徴をよく理解した上で選択してください。／iDeCoは、老後の資産形成を目的とした年金制度であるからこそ、税制優遇措置が講じられています。このため、原則60歳まで積立金を引き出すことはできませんので、ご注意ください。／加入期間等に応じて受給できる年齢が決まります。／手数料がかかります(運営管理機関や商品によって異なります)。／運用資産には、別途、特別法人税が課されますが、現在、課税が停止されています。

iDeCoやiDeCo+の
お問い合わせ先は
こちら

iDeCo公式サイト
www.ideco-koushiki.jp
イデコ公式 検索



国民年金基金連合会コールセンター

☎0570-003-105

※050で始まる電話でおかけになる場合は03-6627-9059(一般電話)

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いします

1.健康診断及び事後措置の実施の徹底

- **健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。**

特に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。

- 有所見者に対する医師からの意見聴取を徹底しましょう。

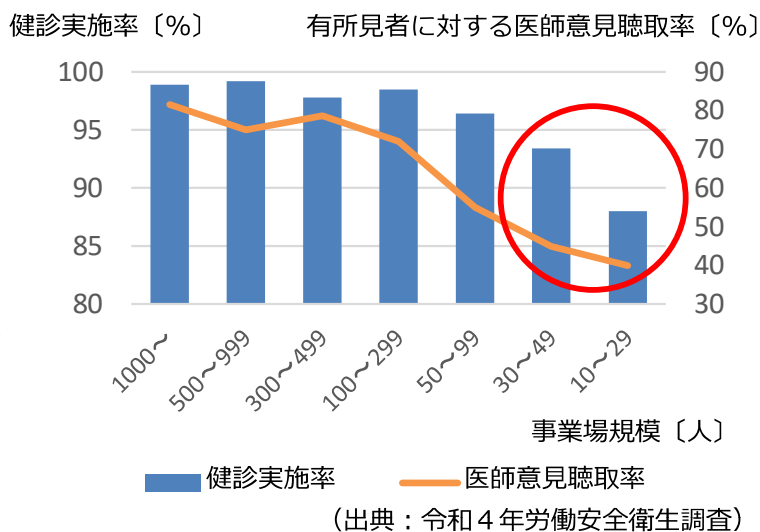
- 事後措置は、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに、労働者の実情を考慮して、必要な措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を実施しましょう。

- 事後措置を講ずるに当たっては「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」をご確認ください。

健康診断結果に基づき事業者が
講ずべき措置に関する指針→



＜事業場規模別 健康診断及び医師意見聴取の実施割合＞



＜地域産業保健センターのご案内＞

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、**健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談**などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

2.医療保険者との連携

- **医療保険者※1から健康診断の結果を求められた際の提供にご協力ください。**

- 保険者は、高齢者医療確保法に基づき特定健康診査・特定保健指導を、健康保険法に基づき保健事業を実施し、労働者の予防・健康づくりに取り組んでいます。

- これらの取組が着実に進められるよう、保険者から労働者の健康診断結果を求められた場合は、その写しを提供することが事業者には義務づけられていますので、健康診断結果の提供への協力をよろしくお願いします。

※法律に基づく提供の場合は、第三者提供に係る本人同意は不要です。

- 厚生労働省では、コラボヘルス※2等の労働者の健康保持増進のための取組に要した費用に対し、エイジフレンドリー補助金で一部補助を行っています。積極的にご活用ください。

※1：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※2：医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

エイジフレンドリー補助金
のご案内はこちら



マイナ保険証への一本化 健康保険証の廃止とその後の対応

2024年12月2日から、現在の健康保険証の新規発行が廃止され、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録した「マイナ保険証」の本格的な利用が始まります。そこで、マイナ保険証の本格的な利用に合わせて確認しておきたい内容を解説します。

健康保険証の廃止

従業員が健康保険の被保険者となり、また従業員の家族が健康保険の被扶養者となったときには、協会けんぽ等の健康保険の保険者から健康保険証が発行されます。この健康保険証の新規発行が、2024年12月2日以降、行われなくなります。なお、2024年12月1日までに発行された健康保険証は、経過措置として2025年12月1日まで使用できます。

2025年12月1日までに従業員が退職すること等で使用できなくなった健康保険証は、これまで通り、会社で回収する必要がありますが、2025年12月2日以降、使用できなくなった健康保険証は、従業員自身で破棄することが認められます。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証の本格的な利用に伴い、2024年9月以降、協会けんぽから、会社を経由して、加入している被保険者および被扶養者の全員に「資格情報のお知らせ」が届く予定となっています。

このお知らせには、被保険者資格等の基本情報が記載されており、マイナ保険証を安心して利用できるようにするとともに、協会けんぽに加入している人自身が、健康保険の資格情報を簡易に

把握できるようにするために行われるものです。

お知らせの中には、医療保険のデータベースに登録されているマイナンバーの下4桁も表示されることになっており、データベースにマイナンバーが登録されているかの確認もできます。

なお、マイナンバーを協会けんぽに提出していない場合は、当然記載されていません。マイナンバー提出のための申出書が同封されるため、この機会に提出し、マイナ保険証の利用を促したいところです。

資格確認書

マイナンバーカードを作っていない人や、マイナ保険証の利用登録をしていない人もいます。このような人は、協会けんぽから交付される資格確認書を提示することにより、これまで通りの保険診療を受けられるようになります。ただし、資格確認書を用いるときには、マイナ保険証を利用することで受けられるメリットを受けることができません。

協会けんぽの資格確認書は、従来の健康保険証と同じプラスチックカード型のもので、色が黄色となるとのことです。4～5年の有効期限が設けられるため、4～5年に1度の差し替えが必要になります。

健康保険証の廃止とその後の対応は、従業員やその家族に大きな影響があります。会社としても従業員に早めに周知し、マイナンバーカードの作成や、マイナ保険証の利用登録を勧めることを検討したいところです。
※健保組合の取扱いについては、健保組合にご確認ください。

連続する勤務や休憩時間に関するよくある質問

労働時間制度の運用に関して、何日間連続で働かせても問題ないか等、現場から総務に質問が入ることもあるでしょう。以下では、連続勤務や休憩時間に関するよくある質問についてとり上げます。

連続勤務における留意点

大型の受注対応や機械の故障等により、休日出勤をして対応することが必要となり、結果的に休みなく連続した勤務となることがあります。このようなときには、36協定と過重労働対策の両方に目を向ける必要があります。

① 36協定

時間外労働をさせることができる時間数や休日出勤をさせることができる日数等は、36協定で定めており、休日出勤させる場合は、この協定で定めた範囲内とする必要があります。連続出勤の日数に上限はありませんが、36協定の「労働させることができる法定休日の日数」を超えて休日出勤させることはできません。

また、特別条項における1ヶ月の時間数には、時間外労働の時間のみでなく、休日労働の時間数等が含まれるため、休日労働の時間数の管理も必要です。

② 過重労働対策

36協定の範囲内であれば、理論的に休日を与えることなく連続で勤務させることもできますが、36協定の範囲内であっても、過重労働対策は必須です。連続した勤務では、休みが取れないことで、徐々に疲労が蓄積し、健康障害に繋がるリスクが高まります。36協定の内容に関

わらず、少なくとも週に1日の休日は確保することが望まれます。

休憩時間

就業規則等では休憩時間を60分と定めているものの、業務の都合等で休憩を取らせることができず、また、短い時間しか取れないこともあります。

休憩時間は、労働時間の途中に取らせる必要がありますが、一括して取らせなければならないという定めはありません。そのため、例えば60分の休憩を午前10分、お昼に40分、午後10分といったように分割することもできます。

一方で、休憩時間は食事の時間や疲労の回復を目的としているため、細かく分割しすぎるとその目的を達成することが難しくなり、従業員の不満にもつながります。休憩の時間帯や長さは、休憩の目的も考えた上での設定が求められます。

休憩時間は事業場全体で一斉に取ることが原則ですが、労使協定を締結することにより、交替で取るようにすることもできます。休憩の時間が確保しづらいようなときには、交替制で取ることができないかという検討も考えられます。

労働時間や休憩時間に関する素朴な質問は多いものです。後になって実は労働基準法の違反であったことが発覚することもあるため、事前に現場の管理者から総務に相談してもらえるような体制をつくっていきましょう。

キャリアアップ助成金（賃金規程改定等コース）

非正規社員の賃金引上げを支援

キャリアアップ助成金賃金規程等改定コースとは、有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して助成する制度です。

支給額

支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

賃金引き上げ率 企業規模	3 % 以上 5 % 未満	5 % 以上
中小企業	5 万円	6 万5,000円
大企業	3 万3,000円	4 万3,000円

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人

※上記において、職務評価を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合1事業所当たり20万円(15万円)(1事業所当たり1回限り)

☆おすすめポイント☆

複雑な仕組みの助成金であり、賃金規定を増額改定することによって総人件費の上昇は避けられません。ただし、最低賃金が大幅に上がるタイミング等で実施するのは面白いかも知れません。今後の賃上げの流れの中で有期雇用労働者全体のベースアップを図るのであれば検討したい助成金です。

申請までの流れ

増額改定から申請までの流れ（賃金一覧表を新たに作成した場合）

有期雇用労働者等の基本給を時給、日給または月給に換算

金額の順に一覧表を作成

すべて※6の等級の金額を3%以上増額し、6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月間、支給申請ができます。

※6 既存の賃金規定等を改定する場合、対象労働者が位置づけられていない等級も、原則として増額している必要があります。

賃金一覧表（時給換算の場合）

等級	改定前時給	改定後時給
1	950円	980円
2	970円	1,000円
...	...	...
10	1,200円	1,240円

3%以上UP!

社会保険

加入のメリット!

▶ 対象者

📺 1分で分かる! 動画はこちら >>>

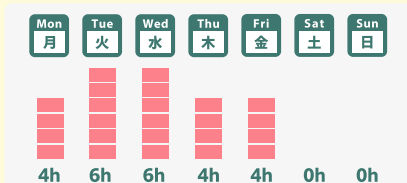


社会保険(健康保険、厚生年金保険)に加入した場合、保険料の支払いが生じるものの、医療や年金の保障が充実することから、対象者の範囲が拡大されています。以下の4つの条件全てにチェックが入った方は、法律上、社会保険加入の対象になります。



check

☐ 週の勤務時間が**20時間以上**



※残業時間は原則、含みません。

check

☐ 給与が月額**88,000円以上**



含まれないもの

- ・ 残業代
- ・ 賞与
- ・ 通勤手当

※残業代、賞与、通勤手当、臨時の手当は原則、含みません。

check

☐ **2ヶ月を超えて働く予定がある**



check

☐ **学生ではない**



※休学中、定時制、通信制の方は、加入対象となります。

2022年10月~従業員101人以上の企業が対象となります。2024年10月~従業員51人以上の企業が対象となります。※従業員: 厚生年金保険の被保険者数

☑ 医療メリット

📺 1分で分かる! 動画はこちら >>>



① 傷病手当金 業務外の病気やけがで会社を休んだ場合、(医師の意見書が必要)

4日目から、最大1年6ヶ月、給与の**2/3の金額**が受け取れます。※1



病気またはけがが発生



※1 支給額の例 | 30日休んだ場合は**58,860円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) *月額給与98,000円の場合

② 出産手当金 出産のため会社を休んだ場合、出産の日以前42日から出産の日後56日までの期間

給与の**2/3の金額**が受け取れます。※2



出産



休んだ日数に応じて支給(土日休も含む)

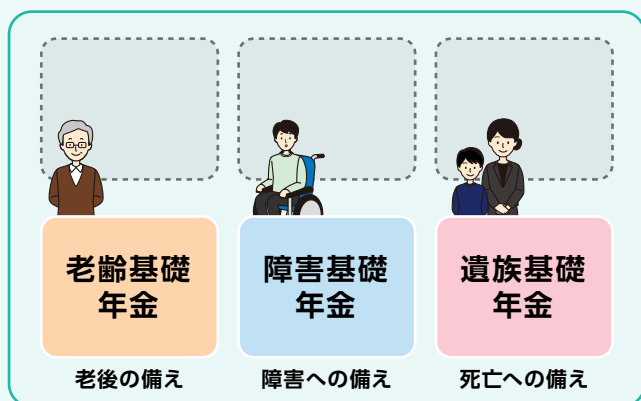
※2 支給額の例 | 98日休んだ場合は**213,640円**支給 / 1日あたり**2,180円**(非課税) *月額給与98,000円の場合

☑ 年金メリット

厚生年金保険に加入すると、**年金額が増えます。**

加入前(国民年金のみ)

加入後(国民年金+厚生年金保険)



▶ 年金額の増額例

🎬 1分で分かる! 動画はこちら >>>



厚生年金保険に加入することで「基礎年金」に加えて「厚生年金」が受け取れます。

厚生年金保険に加入することで増える年金額(年額)の目安は以下のとおりです。

老齢厚生年金

年間給与 加入年数	120万円	150万円	200万円
1年	6,000	7,700	10,400
5年	29,800	38,400	51,800
10年	59,700	76,700	103,500
15年	89,500	115,100	155,300
20年	119,400	153,500	207,100
25年	149,200	191,900	310,600

(単位:円)

例えば、年間給与120万円で厚生年金保険に25年加入した場合、年金を65～80歳まで(15年間)受給すると…

累計

約**220万円** 増額

老齢基礎年金

年額 **816,000円**

※40年加入した場合
※令和6年度の年金額の場合

▶ 社会保険加入による変化を計算してみましょう

▼ 手取り額のシミュレーション

社会保険加入による保険料の支払いなど
手取り額の変化をシミュレーション
することができます。

※大まかな試算のため、詳細は勤務先の人事・労務担当者にご確認ください。



手取りかんたん
シミュレーター



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/koujirei/jugyouin/#simulation01>

▼ 年金額のシミュレーション

社会保険加入による将来のご自身の
年金額の変化をシミュレーション
することができます。



公的年金
シミュレーター



<http://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>

